

令和7年度よりQ28, 29, 31が変更になっています。ご注意ください。

1 総括

Q1：総合評価方式を導入する目的は何ですか。

A1：平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格と品質で総合的に優れた調達を行う総合評価方式による入札が導入され、公共工事の品質確保の促進を図るため、従来の価格だけの競争から品質確保・技術力の競争へと質的転換が図られつつあります。こうした中で、本市においても平成18年度より総合評価方式を導入し、入札制度として定着が図られてきています。

Q2：どのような工事に総合評価方式を適用するのですか。

A2：公共工事の品質を確保する観点から、発注予定金額5,000万円以上の建設工事を対象に工事技術的難易度を評価し、高い技術力が求められる工事や困難な施工条件を有する工事等について総合評価方式を適用しています。

評価方式は、入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の工事成績、地域貢献、技術者の実績と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる「施工提案型」によるものと、入札者の工事成績、地域貢献、技術者の実績と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる「施工実績型」によるものとします。

また、発注予定価格1,500万円以上5,000万円未満の建設工事で「別で定める工事」に該当するものは、総合評価方式の対象とすることができるものとします。

2 技術資料

Q3：技術資料の審査について

A3：技術資料の審査は、入札者の「申請主義」を基本としており、原則様式1「価格以外の評価点申請書」により技術提案以外は単純集計を行い、落札候補者に対してのみ審査を行う「事後審査方式」とします。

技術資料に不備や不足がある場合は、評価値が減点修正される場合や入札で失格となる場合がありますので、記載漏れ、記載ミスなどに注意してください。

審査の結果、落札候補者となった者に過大申告があった場合は減点修正することになりますが、過少申告の場合は増点修正を行いません。

なお、明らかな虚偽申告等が判明した場合は無効（失格）とし、指名停止などの措置をとることとします。

Q4：技術提案の提出様式について

A4：技術提案は、技術資料作成要領に指定された課題について、その課題ごとに決められた様式（Word形式）に提案をまとめるものとします。（様式5）

提案数は、1 課題につき 5 提案までとし、1 提案の字数は 200 字までとしていますので、字数制限を超える記述部分や会社名、入札参加者を特定できると判断される記述部分、及び文字以外の記載部分は削除します。

また、参考資料は、1 課題につき A 4 用紙 1 枚（図面、写真、表の添付は可）の提出は認めていますので、裏面に工事名と会社名を記入してください。

Q 5 : 技術提案の記載内容について

A 5 : 技術提案は、提案文章の書き方やまとめ方などの文章力を評価するのではなく、課題に対する目標を達成するための工夫、記載内容の具体性、記載内容の実施による効果等を評価するものです。

このため、現場条件等を踏まえた記載がない、課題を理解していない、工夫が見られず効果が期待できない等の提案は評価しません。また、工法自体の変更、基本仕様や性能等の変更を伴うものも評価しません。

なお、記載内容が不適切である（関係法令に抵触する、施工条件や現場条件を逸脱した記載がある等）と判断された場合は欠格と見なし、技術評価点は計算せず入札で失格となります。

異なる工事で同じ内容の提案があったとしても、個々の工事で現場条件が異なっているため、同じ評価とならない場合があります。

Q 6 : 工事成績について

A 6 : 工事成績は、小松市が発注した工事で工種区分にかかわらず過去 3 年度間に完成検査に合格した**請負金額 500 万円以上の工事**すべての成績評定点を単純平均したもので評価します。

完成検査に合格した日は、工事成績通知書に記載された工事完成検査年月日とします。

Q 7 : 共同企業体の構成員として受注した工事の成績評定点は

A 7 : 特定共同企業体の工事成績評定点は、構成員すべてに対して同等に工事成績の対象としますが、経常共同企業体の場合は対象としません。

Q 8 : 自社の工事成績がわからない場合は

A 8 : 工事成績評定通知書は、自社で適切に管理してください。

ただし、小松市が発注した工事において過去の実績で不明確な点数がある場合は、自社分に限り提示しますのでお問い合わせください。

Q 9 : 自社の工事成績の申請を間違えると失格になるか

A 9 : 自己申告による点数に誤りがあっても失格となることはありませんので、自社で確認できる範囲で申請してください。

ただし、点数に誤りがあり自社に有利に働くような明らかな虚偽申告である場合等は、無効（失格）とし指名停止の処分を行う可能性がありますのでご注意ください。

Q10： 企業の実績にはどのような書類が必要ですか

A10： 企業が施工した同種工事の実績を確認するため、工事概要等が判断できるCORINS又は工事契約書や工事内訳書等の写し、及び工事成績評定通知書の写しを提出してください。同種工事の工事成績点が確認できない場合は、評価しません。

Q11： 県内の同種工事とは他の市で発注された工事でもよいか

A11： 工事の成績評定要領が市町単位で異なる場合がありますので、県内の同種工事とは、国（下水道事業団、国立大学法人を含む）、石川県、小松市で発注された工事に限るものとします。

Q12： 同種工事の対象となる判断について

A12： 複合工事に同種工事の工種が含まれる場合は、その工種の占める請負額（諸経費、及び消費税等相当額を含む）が該当するものを対象とします。

なお、その内容が確認できる書類（内訳書等）を添付してください。内容が確認できない場合は、対象としません。

また、合冊工事で発注された過去の施工実績については、各単体としての同種工事で判断します。

Q13： 排水路工事の同種工事の対象となる判断について

A13： 新設、改修を問わず、工事名称に単独で排水路工事（又は排水工事）とあるものを対象とします。

なお、排水路工事とは、道路排水、農業排水、都市排水を含む工事を対象とし、下水道管渠工事は含まないものとします。

Q14： 事故及び不誠実な行為にどのようなものが該当しますか

A14： 入札参加申請書提出期限日から過去1年以内に小松市建設工事等受注業者の指名停止に関する要領に基づく文書注意又は指名停止措置を受けた場合です。

なお、文書注意又は指名停止措置期間が1日でも含まれている場合は該当しますのでご注意ください。

Q15： 優良表彰にはどのようなものが該当しますか

A15： 優良工事表彰については、過去2年間の県内工事において、国（近畿中部防衛局による局長感謝状も含む）、石川県、小松市から受賞した当該業種に係る優良工事表彰がある場合に評価します。当該業種の取扱いは、「総合評価方式に係る技術資料作成について」に添付されている「加対象工事区分一覧表」を確認してください。

例えば、小松市においては小松市優良建設工事表彰（市長表彰）、石川県においては石川県優良建設工事表彰（知事表彰、部長表彰、所長表彰（所管所長表彰、主務課長表彰））、国においては金沢河川国道事務所長表彰等が該当します。

また、優良工事表彰のほか過去2年間の工事において、建設技術提案工事表彰、人材育成貢献工事表彰及び環境共生貢献工事表彰のうち、いずれかの表彰がある場合についても

評価の対象となります。

Q16： 優良表彰にはどのようなものが必要ですか

A16： 優良表彰を受けた表彰状の写し（A4サイズ）を添付してください。

表彰状の写しの添付がない場合は、評価しません。

Q17： ISO等の認証にはどのような書類が必要ですか

A17： 入札に参加する事業所等が評価対象のISO等に認証・登録されており、入札参加申請書提出期限日において認証が有効であるものを評価しますので、ISO等の認証登録証や付属書で活動・登録範囲及び有効期限が確認できる部分の写しを添付してください。

なお、認証済みであるがISO等の登録証の送付が遅れている場合は、それに代わる書類により証明してください。

Q18： 配置予定技術者の資格にはどのような書類が必要ですか

A18： 入札参加申請書提出期限日時点における取得資格とし、免許・資格等及び恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを添付してください。

恒常的な雇用関係は、監理技術者資格証の交付年月日、若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル）

Q19： 配置予定技術者を複数名記載することは可能ですか

A19： 複数名を記載することはできません。（企業体として入札に参加する場合は、代表者について記載すること。）

但し、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む建設工事で、工場製作のみを施工したのち現地施工へと移行する場合に限り、工場製作期間及び現地施工期間にそれぞれ配置予定技術者を申請できるものとします。

途中交代による申請をする場合は、交代時期及び各配置予定技術者名を記載した工程表を提出してください。入札参加申請書提出時点では、現地施工期間の配置予定技術者の専任義務に係る配置期日の時点は、工程表における交代時期とします。

配置予定技術者の評価対象は、現地施工期間を担当する配置予定技術者としますので、様式1（価格以外の評価点申請書）は、配置予定技術者氏名欄に各担当期間名と氏名を併記し、現地施工期間の配置予定技術者の評価点を算出してください。

また、様式4（配置予定技術者の技術力調書）は、工場製作期間の配置予定技術者については「法令による資格・免許」及び「雇用関係開始年月日」の項目の調書を作成し、現地施工期間の配置予定技術者については全ての項目の調書を作成し提出してください。

Q20： 現地施工期間へ移行する際に監理技術者等を途中交代する場合の留意点は

A20： 発注者と受注者との協議（工事打合せ簿等）により、交代時期を工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしてください。

また、現場代理人および主任（監理）技術者等変更届の申請、及び、工事实績情報サー

ビス（CORINS）の変更登録をしてください。

現地施工期間の配置予定技術者を専任で設置すべき工事では、設置する期日の時点は現場代理人および主任（監理）技術者等変更届の申請日とします。

なお、入札参加申請書提出時に申請した配置予定技術者が設置できない場合は、市の工事請負契約約款第43条の規定により契約解除を行うことができるものとします。

Q21： 専任制が求められる工事で、同一技術者を複数の案件に記載しての応札は可能か

A21： 総合評価方式における配置予定技術者の柔軟な運用を図るため、同一技術者を複数の案件に記載することには制限を設けません。

ただし、仮に複数の案件で同時期に落札候補者となった場合は、先の入札執行案件から落札者を決定しますので、後の案件について同等の要件を満たす技術者を配置できない場合は、すみやかに辞退を申し出てください。当該工事の応札は無効として扱います。

Q22： 重複申請における配置技術者の同等の要件とは

A22： 評価項目における配置予定技術者の能力のうち資格等の評価値が同等以上であり、かつ配置予定技術者の能力の総合評価値が同等以上であることとします。

Q23： 配置予定技術者はどの時点で配置できればよいか

A23： 配置予定技術者の配置期間の確認日は、入札開札日前日とし、工事实績情報サービス（CORINS）で専任義務違反を確認します。落札候補者に専任義務違反が認められた場合は、失格となります。

なお、市工事では専任で設置すべき他工事の配置技術者である場合に、契約工期中であっても工事完成届が監督員に提出され受理されている場合は、この日を持って配置期間の完了日とみなします。

Q24： 配置予定技術者の実績にはどのような書類が必要ですか

A24： 配置予定技術者の担当した同種工事の実績等を確認するため、工事概要等が判断できるCORINS又は工事契約書や工事内訳書等の写し、及び工事成績評定通知書の写しを提出してください。同種工事の工事成績点を確認できない場合は、評価しません。

なお、主任技術者の施工実績は、特定共同企業体の構成員の場合は認めますが、下請け工事の場合は認めません。

Q25： 同種工事の施工実績は現場代理人であっても評価されるか

A25： 原則として、配置予定技術者は、主任（監理）技術者としての実績のほか、現場代理人としての実績も総合評価方式での加点対象とします。

Q26： 継続教育（CPD）はどのように確認されるか

A26： 対象とする団体は、建設系CPD協議会が承認する推奨単位を適用します。

落札候補者になった場合、配置予定技術者が前年度の学習履歴証明書（写）を提出していただき、保有ユニットを確認します。

建設系CPD協議会加盟団体の推奨単位は下記のとおりです。

五十音順 令和7年4月現在

No.	加盟団体	推奨単位 (年)	CPD 証明書の有無
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	有
2	(一財) 建設業振興基金	12	有
3	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50	有
4	(一社) 交通工学研究会	50	有
5	(公社) 地盤工学会	50	有
6	(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20	有
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	有
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	有
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	有
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	有
12	(公社) 土木学会	50	有
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50	有
14	(公社) 日本技術士会	50	有
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨値なし	—
17	(公社) 日本造園学会	50	有
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有
19	(公社) 農業農村工学会	50	有

推奨単位として「必要な単位」、「望ましい単位」を定めている団体については、「必要な単位」を推奨単位とします。(一社)全国土木施工管理技士会連合会など)

1年間での推奨単位をさだめておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とします。(公社)日本技術士会など)

推奨単位を定めていない団体については、評価の対象としません。

Q27: ボランティア活動とはどのような活動を対象とされるか

A27: 活動地域は、小松市内において実施したものを評価対象とします。ただし、自社関係の営業所、作業現場、詰所等の周辺清掃作業等は、対象となりません。

また、評価対象とする地域活動は、国、石川県及び小松市が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動で、個人ではなく企業として実

施されたものであることが必要です。

Q28： ボランティア活動の活動実績はどのように判断するか

A28： ボランティア活動は、第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）と記録写真等の補足資料で確認します。（自社で撮影した写真等は客観的に実績が証明される書類とは認められません。）

なお、証明書類には、会社名、活動期日、活動内容及び参加人数等の活動実績が記載されていることが必要です。

小松市環境美化ボランティア「わがまち美化ピカ隊」の活動も対象としますが、第三者の証明となる新聞記事写しが必要です。

Q29： ボランティア活動の対象で、企業として従業員の多数の参加が認められるものとは

A29： ボランティア活動は、企業として自ら行う場合や他の組織等が主催する活動（クリーンビーチいしかわ、こまつ水辺クリーンデー、ヨシ刈り）に参加して行う場合等がありますが、企業として参加し、かつ、従業員の多数が参加している場合を対象とします。（多数の定義は特に設けませんが、会社としてのボランティア活動への取り組みが実証できるような参加人数であることが望まれます。）

Q30： ボランティア活動で過去2年間に継続的に2回以上とあるが、1年に1回以上ですか

A30： 「継続的に」とは、企業として定期・定例的に（毎年）参加・実施しているボランティア活動を指します。この評価項目では、1年間に1回以上の条件は設けておらず、過去2年間で2回以上の実績について判断することとします。

Q31： 災害活動にはどのような書類が必要ですか

A31： 技術資料作成要領に記載されている書類を添付してください。

なお、小松市との防災協定の締結は、前年度に災害応急活動等に従事するものであることを評価しますので、証明年度が記載された最新の証明書等の写しで確認します。（小松能美建設業協会「証明書」の提出は不要）

判定士、防災士、しみん救護員の恒常的な雇用関係は、監理技術者資格証の交付年月日、若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

災害時緊急出動実績は、小松市の出動要請依頼書及び当該応急対策工事（業務含む）に係る随意契約書の写しとします。（契約金額の条件はありません）

Q32： 除雪協力は、どのようなものが評価の対象となりますか

A32： 道路除雪業務委託契約締結状況を確認し、市管理道路、それ以外の市内道路（一般国道、県道）、工事場所に市管理道路の除雪範囲（担当道路及び道路両端より30m範囲）が含まれる場合を評価の対象とします。

Q33： 判定士、防災士、しみん救護員で資格を複数有する者は、2名以上と判断するか

A33： 個人の資格の数ではなく、いずれかの資格を有する者を企業が雇用する人数で判断しま

す。

Q34： 営業所の所在地はどのように判断するか

A34： 評価基準Aは、工事場所の町内、小学校の校区、中学校の校区に建設業法に基づく主たる営業所の本店が所在することを評価の対象とします。

小松市内に建設業法に基づく主たる営業所とは、小松市内に本店があるもの

小松市内に建設業法に基づく契約を締結できる営業所とは、小松市内に営業所があるもの

Q35： 特定共同企業体の場合の評価は

A35： 単独企業で入札に参加する場合における過去の特定共同企業体での実績は、出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の工事成績評定点、優良工事表彰の実績、配置予定技術者の施工実績として認めます。

また、過去の企業体で実施した工事での法令遵守についても、該当があれば出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の評価の対象となります。

3 総合評価方式の算定、結果

Q36： 入札価格で無効（失格）となった場合の総合評価は

A36： 入札書の不備や低入札価格調査により失格となった場合は、総合評価の評価値は算定されません。

Q37： 落札候補者が失格となった場合、評価値の再算定は行うのか

A37： 技術資料の審査の結果、落札候補者が減点修正となり落札予定者の資格を失う場合は、次点候補者について入札参加資格や技術資料の審査を行います。

ただし、落札候補者が技術資料を提出しない場合、配置予定技術者に専任制違反が確認された場合、入札参加申請書や技術資料に虚偽の記載があった場合等で、落札予定者が失格により入札無効となった場合は、入札価格等が変わるため評価値を再算定します。

Q38： 評価の結果公表について

A38： 入札参加者名、入札価格、技術評価点、評価値は、市の管財課において閲覧が可能です。

Q39： 技術評価点の採点内容は教えてもらえるか

A39： 市の管財課窓口で、自社の評価項目ごとの評価点について口頭で回答します。

電話等による問い合わせには回答しません。

4 技術提案の履行

Q40： 技術提案の履行について

A40： 技術資料作成要領に記載しているとおり、技術提案に記載された内容については、履行状況について確認し検査します。

ただし、技術提案の履行に伴う工事金額の変更は行いません。

Q41： 技術提案した内容が実施できなくなった場合

A41： 技術資料作成要領に記載しているとおり、技術提案に記載された内容については、受注

者の責により、入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定点を減点することとします。

ただし、発注者の責により工事が増工、又は施工方法が変更となり、当初の提案内容が履行できないと認められる場合はこの限りではありません。

Q42： 技術提案した内容の工事成績評定について

A42： 総合評価の技術提案も工事特性、創意工夫、社会性等に関する加対象となります。

Q43： 配置された主任技術者等の変更について

A43： 技術資料作成要領に記載しているとおり、評価点申請書に記載した配置予定技術者及び施工時の配置技術者を変更できるのは、死亡、傷病または退職等の真にやむを得ない事情（証明書、診断書等の資料が必要）で、発注者との協議により認めた場合に限り、同等の要件を満たす技術者を配置することとされています。

同等の要件とは、評価項目における配置予定技術者の能力のうち、資格等については保有資格が同等以上（取得後年数は問わない）であり、かつ配置予定技術者の能力の総合評価値が同等以上であることとします。